

事業用定期借地権設定による貸付事務要領

(趣旨)

第1条 借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に規定する事業用定期借地権等（以下「事業用定期借地権」という。）を設定しての貸付について、必要な事項を定めるものとする。

(貸付の範囲)

第2条 市が所有する普通財産のうち、次に掲げる場合には事業用定期借地権を設定できるものとする。

- (1) 処分を行うまでの間、暫定的な活用を図る場合
- (2) 処分が困難な財産について、有効活用を図る観点から貸付を行う場合

(貸付期間)

第3条 事業用定期借地権の設定における貸付期間は、10年以上50年未満とする。

(貸付料)

第4条 事業用定期借地権の設定における貸付料の月額は、時価、貸付事例、精通者の意見、当該物件の品位及び立地条件等を総合し、公平かつ妥当な金額を貸付料とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(貸付契約の解除)

第5条 蒲郡市公有財産管理規則（昭和39年蒲郡市規則第12号）第29条に掲げるいずれかに該当する事由が生じたときは、市長は、その契約を解除することができる。

(保証金)

第6条 事業用定期借地権を設定する場合は、保証金として賃料の1年分に相当する額及び市が算出した予定建築物の取壊費用に相当する金額を納めさせなければならない。

- 2 保証金は、貸付期間が満了し、当該土地の引渡しを受けた後に、これを返還する。ただし、市において建物取壊費用等への充当があった場合は、保証金の額からそれに要した費用を差し引いた額を返還する。
- 3 保証金には利子を付けない。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月3日から施行する。